

基労管発0411第2号
平成26年4月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長

未支給の保険給付、遺族（補償）給付及び葬祭料（葬祭給付）の請求における死亡診断書等の取扱いについて

未支給の保険給付、遺族（補償）給付及び葬祭料（葬祭給付）の請求における事務の取扱いについては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第15条の2等に定められているところであるが、請求人の負担の軽減や厚生年金等の事務の取扱いを踏まえ、添付書類について、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

未支給の保険給付、遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）の請求書に添付する市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書の記載事項証明書については、これらの写しで差し支えないこととする。